

川崎市立聾学校いじめ防止基本方針

令和5年度 学校経営計画

1

学校教育目標

- ①豊かな言語力と確かな基礎学力
- ②自他ともに大切にできる心と自主的に行動する力
- ③心身ともに健康で、社会を生きぬく力

- ・教育関係法令
- ・学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

令和5年度 学校運営の重点目標

- ①自己選択・自己決定ができる場、一人一人が活躍できる場、お互いに認め合える場を設定し、自尊感情を高める。
- ②川崎市研究推進校中間報告会に向けた研究の推進及び、取り組みを通して聾教育のあり方を理解・共有し専門性向上を図る。
- ③引き続きギガスクール構想推進校として、GIGA 端末の有効な活用方法を探り、個々に応じた豊かな教育につなげる。
- ④校内の情報保障環境について、教職員の共通理解を深める。
- ⑤地域の関係諸機関との連携を強化し、早期からの聾難聴児支援の役割を果たす。地域支援力のさらなる向上を図るとともに学校間交流、居住地校交流を推進する。

めざす幼児児童生徒像

- <豊かな心>豊かな情操と他者を大切に共々に生きる心を持つ幼児児童生徒
- <確かな学力>日本語の読み書きの力、コミュニケーション力、学力等の向上のために粘り強く学び続ける幼児児童生徒
- <健やかな体>健康で丈夫な身体を持つ幼児児童生徒

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 学力の向上	② 社会性の育成	③ 特別活動の活性化	④ 開かれた学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的・基本的な日本語の読み書きの力をつける ○指導力向上に取り組み、分かつる授業を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○命、こころの教育の推進を図り健康な心と体を育てる ○自己肯定感を高め、自尊感情の育成につとめる 	<ul style="list-style-type: none"> ○主体的な活動を通し、思考力・判断力を養う ○集団生活の向上を図り社会で活躍できる力を養う 	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚支援センターが、ろう難聴者の理解啓発と生活や学習に役立つ情報を積極的に発信する

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ○学習習慣を定着させ学力の向上につとめる ○意欲的に学習に取り組めるよう研究授業に取組み、報告会で得られたスキルを指導に活かす 	<ul style="list-style-type: none"> ○他者を尊重する姿勢を育て、社会や環境を向上させようとする心を養う ○いじめや暴力は許されないという学校環境の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児児童生徒主体の学校行事を通して伝え合うコミュニケーション力を育てる ○子どもたちに集団への所属感を持たせるよう社会性の育成につとめる 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価を基に一貫した教育につとめる
--	--	--	---

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・言語活動の充実 ・指導内容の明確化と評価方法の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の推進 ・善悪を判断する力を集団活動の中で養う ・いじめは許されないという共通認識の下での計画的な研修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童（生徒）会活動、委員会活動の活性化 ・文化活動発表会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が参加しやすい開かれた学校づくりの推進 ・小中学校に在籍する難聴児支援の充実
---	---	---	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの幼児児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている幼児児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの幼児児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は幼児児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で幼児児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある幼児児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 幼児児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が幼児児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。幼児児童生徒を一人の人間として尊重し、幼児児童生徒の気持ちを理解し、幼児児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの幼児児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 幼児児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、幼児児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 幼児児童生徒の自浄力を育てます

幼児児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。幼児児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う幼児児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている幼児児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも幼児児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における幼児児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、幼児児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、幼児児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている幼児児童生徒や周りの幼児児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、幼児児童生徒の状態や指導法を客

観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正などを定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び幼児児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制などの見直しを行います。

② いじめられた幼児児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 幼児児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた幼児児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の幼児児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した幼児児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に幼児児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより幼児児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する幼児児童生徒の状況に至る要因が当該幼児児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける幼児児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 幼児児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、幼児児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、幼児児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や幼児児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和5年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、幼児児童生徒指導担当、部活動顧問責任者 養護教諭、支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー（今年度より巡回）
--

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・ 校長
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ 児童生徒指導部主任
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・ 児童生徒指導部
- ・ いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 児童生徒指導部
- ・ 道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教務主任
道徳人権尊重教育担当
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 校長

【教育相談】

- ・ 教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ 各学部主任
- ・ 教育相談の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各学部主任
- ・ スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 支援教育コーディネーター
- ・ 巡回スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 支援教育コーディネーター

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・ 生徒会本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 児童生徒会

・ P T Aとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教務主任、教頭

・ 地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 教頭

【関係機関との連携】

・ 警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 幼児児童生徒指導部主任
支援教育コーディネーター

・ こども家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・ 支援教育コーディネーター

7 令和5年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	・ 基本方針・重点目標の確認 ・ 構成員の確認・役割分担 ・ 年間指導計画確認 ・ いじめ防止基本方針に関する研修（4月13日）
5	・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 携帯・スマートフォン安全教室実施（中・高等部） ・ いじめ防止標語の募集（生徒会本部）・ポスター制作 ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
6	・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 第1回学校生活アンケート実施 ・ 学校生活アンケート結果を受けての対応について 【幼児児童生徒指導点検強化月間】の取組 具体的な内容→学校生活アンケートの結果を各部で情報共有し、問題があれば解決に向けて話し合いを進める
7	・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 夏休み期間中の対応確認
8	・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
9	・ 携帯・スマートフォン安全教室実施（小学部） ・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
11	・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
12	・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
1	・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 第2回学校生活アンケート実施
2	【学校体制振り返り月間】の取組 学校生活アンケートの結果を受けて、各学部での話し合い、他学部と情報共有し、一貫した指導ができたか振り返る ・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 今年度の反省→学校評価への反映
3	・ 各学部の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

- ・相手の心情を読み取り、相手の立場に立ち、思いやりをもった言動ができる幼児、児童生徒の育成
- ・幼児児童生徒や保護者が安心して相談できる体制作り

幼児児童生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
幼・小・中・高交流会など
- ・自主的なあいさつ運動
- ・聴覚障害のある大学生や社会人による講演会の実施

[交流活動の活性化]

- ・全学年での話し合い活動
- ・全学部合同の行事（文化祭、交流会など）
- ・他学部との合同授業
- ・委員会活動（声かけ運動）、児童生徒会活動
- ・地域教育会議への参加
- ・社会への参加（職場実習など）
- ・他校幼児、幼児児童生徒との交流
(オープンスクール、合同保育、学校間交流、居住地校交流、自然教室)

[啓発活動]

- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動